

別記様式第3号（第8条関係）

【議会基本条例第10条第1項関係】

政策等情報の説明資料

平成30年12月定例会

	議案第67号 交野市下水道事業の設置等に関する条例の制定について	政策等の区分	計画・事業・ <input checked="" type="checkbox"/> 条例 その他（ ）
--	-------------------------------------	--------	---

〈政策等の概要〉	〈他の自治体の類似する政策等との比較〉				
都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資するため、下水道事業を設置する。	北河内の他6市において、同様の条例が制定されている。				
	〈財源措置の状況〉 （単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）				
	総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他
					一般財源
〈政策等を必要とする背景〉	〈将来にわたる効果及びコストの状況〉				
下水道事業において全国的に、高度成長期に整備した施設、設備の老朽化による更新投資の増大や人口減少等に伴う料金収入の減少が見込まれており、経営環境が悪化しています。 そのような状況の中で、地方公営企業は計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上がもてられています。これに対応するため、地方公営企業法の財務規定等を適用し、公営企業会計を導入、貸借対照表や損益計算書等の財務諸表の作成等を通じて、経営・資産等を正確に把握するよう努めます。					
〈提案に至るまでの経緯〉	〈総合計画等の整合〉				
平成27年1月に総務省より「公営企業会計の適用の推進について」の通知があり、平成27年度から平成31年度を法適用の「集中取組期間」とし、人口3万人以上の団体について、期間内に公営企業会計へ移行するよう要請があった。ことを受けて交野市下水道事業に対し地方公営企業法の財務規定等を適用する。	“かたのサイズ”をめざす像 (主要3つ)	<ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道整備を行い快適な暮らしを実現し、良好な環境を創造する。(No.47、48) ・安全で安心な生活環境を保つため、適切な施設管理を行う。(No.64) 			
	○その他の計画（該当する場合のみ）				
	計画名称				
	策定年度				
	計画期間				
〈市民参加の状況〉					
有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無（パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）					
	〈政策等の実施時期〉		平成31年4月1日		
	担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）		
	都市整備部	下水道課	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無（条例概要）		

交野市下水道事業の設置等に関する条例の制定について

1. 条例制定の目的

平成 27 年 1 月に総務省は、今まで任意適用であった公共下水道事業に対し地方公営企業法を適用、公営企業会計を導入することで下水道事業の経営・資産状態を正確に把握するよう要請があったことを受けて、本市においても交野市下水道事業に地方公営企業法の財務規定を適用し、公営企業会計を導入するため、必要な事項を規定するもの。

2. 条例の内容

- ・下水道事業の設置について(第 1 条関係)
- ・地方公営企業法の財務規定等の適用について(第 2 条関係)
- ・経営の基本について(第 3 条関係)
- ・重要な資産の取得及び処分について(第 4 条関係)
- ・議会の同意を要する賠償責任の免除について(第 5 条関係)
- ・会計事務の処理について(第 6 条関係)
- ・議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等について(第 7 条関係)
- ・業務状況説明書類の作成について(第 8 条関係)

3. 施行日

平成 31 年 4 月 1 日から施行する。